　土砂災害に関する避難確保計画

施設名：

作　成：令和　　年　　月　　日

１［目的］

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、（施設名）　　　　　　　　近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、（施設名）　　　　　　　　に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

２［防災体制に関する事項］

職員の役割分担と任務

1. 指揮者　　　（　　　　　　）

各職員へ必要な事項を指示する。

1. 情報収集班　（　　　　　　）（　　　　　　）（　　　　　　）

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮者、避難誘導班に必要事項を報

告・伝達する。

1. 避難誘導班　（　　　　　　）（　　　　　　）（　　　　　　）

高齢者等避難の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した

場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

【通報・連絡】

がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに市役所・消防署等に通報する。

連絡先　八代市役所（危機管理課）　0965－33－4112

　　　　八代消防本部　　　　　　　0965－32－6181

　　　　八代警察署　　　　　　　　0965－33－0110

［事前対策］

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、診療の中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

［情報収集及び伝達］

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮者、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

　主な情報及び収集方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 | 施設職員共有方法 |
| 気象情報 | 市役所等  テレビ・インターネット | メール等 |
| 土砂災害警戒情報 | 市役所等  テレビ・インターネット | メール等 |
| ・高齢者等避難  ・避難指示 | 市役所等  テレビ・インターネット | メール等 |

３［避難に関する事項］

1. 避難先

（　　　　　　）へ避難する。

立ち退き避難が危険な場合は、施設内の（　　　　　　）へ避難する。

1. 避難基準
2. 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難指示の発令があった場合に、避難等を開始する。

* 避難開始基準：高齢者等避難の発令

1. 避難方法
2. 指定緊急避難場所へ避難の場合

・指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。

　　　　　　車による移動：（車両　　台、利用者　　名、施設職員　　名）

　　　　　・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

1. 施設内避難の場合

・施設の（　　　　　）への避難とする。

・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

1. 避難経路

５［防災教育及び訓練の実施に関する事項］

1)防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。